

第4節 子どもたちと共に自らを磨き続ける教職員

学校教育は、それを直接支える教員の「教育力」に負うところが極めて大きく、教員には、教育者としての使命感や子どもに対する深い愛情を礎として、教科に関する専門的知識、広く豊かな教養などが必要であるとともに、教育を通じてこれらを子どもに伝える実践的指導力が求められます。

少子・高齢化が進むなど社会がめまぐるしく変わる中、学校においても、いじめ・不登校、「キレる」子ども、学級崩壊など様々な問題が指摘されており、これらの問題に適切に対処する教員の育成が大きな課題になっています。

このため、「時代を超えて変わらない価値のあるものと時代の変化とともに変えていく必要があるもの」という教育における「不易と流行」の考えの下、教員が本来的に備えるべき資質・能力の向上を図るとともに、情報化・国際化の進展など時代の変化に対応した能力や技術を身に付けるため、研修機能の充実・拡大を図ります。また、教員OBの協力により組織的に若手教員を育成するとともに教育相談の充実を図るなど、教員の支援体制を強化します。

(4) 子どもたちと共に自らを磨き続ける教職員

- ① 教職員研修の充実
- ② 現職教育の充実
- ③ 研修体制の整備充実
- ④ 教育センター等の研修機能の強化
- ⑤ 教員OBの協力等による若手教員の育成

項 目	具体的施策の方向
① 教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教員の自主的な研修奨励と支援体制の整備 個々の教員が教科に関する専門的知識や広く豊かな教養などを身に付けるための自主的・主体的な研修活動を一層奨励し、そのための支援体制の整備を図ります。 ▶ 「県教職員現職教育計画」に基づく研修の改善充実 初任者研修を起点として、教職の全期間を通じ教職員の経験や職能に応じて継続的・発展的に実施する研修の一層の充実や、時代の変化に対応した能力や技術を身に付けるための研修の充実に努めます。 ▶ 研修相談体制の整備 教員が研修成果を学校で十分発揮できるよう支援するため、教員のライフステージにあった研修課題に関する研修相談事業を推進します。
② 現職教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学習指導法についての研修の充実 児童生徒の学力の向上を目指し、その有効な指導法の一つであるTT(ティーム・ティーチング)方式をはじめとする指導法の研修や小・中・高等学校教職員が合同で研修する機会を拡充し、教員の指導力の向上に努めます。 ▶ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育に対応する研修の充実 障害のある児童生徒や学習障害児、注意欠陥／多動性障害(A D H D)児等特別な支援を必要とする児童生徒の教育を支えるすべての教員が、職務や役割に応じて力を発揮できるよう研修プログラムを開発し、教員の資質向上に努めます。